陳　　述　　書

（三木警察、兵庫県動物愛護センター三木支所の、殺害の告発事件）

２０２１年５月１２日

〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階

弁護士　植田勝博

１　ＴＨＥペット法塾メンバーからの情報と警察等への申入書

(1)　三木警察の遺失動物の収容の情報

三木警察では2021年4月に下記の遺失動物が保護されているとの情報がありました（兵庫県警察本部ホームページ)。

「２０２１年４月１１日、犬、黒・茶、路上、満了日７月１１日」

(2)　ＴＨＥペット法塾では、警察から兵庫県動物愛護センターへ送致して、センターで即日に動物殺害をしているとの事実が認められ、警察にはセンターへ送致しないことを求め、遺失動物の情報を取り、動物の写真、リードなどの所有者に繋がる情報、収容場所などの情報を取り、収容場所の近隣へチラシで、その犬の所有者や、これを知る人達からの警察への情報提供を促して飼主への動物返還を図り、最終、警察がセンター送致をするような場面では動物の引取のための声かけをし、引取手が無い時はやむなくその動物を引取る、警察からセンター送致殺処分を止める取り組みをして来ました。

(3)　三木警察の、遺失動物の情報の隠蔽。センター送致の発言

ＴＨＥペット法塾メンバーは、2021年4月28日に、三木警察に本件犬の遺失動物の情報提供を求めました。メンバーは「遺失動物の情報を出して欲しい。その情報が出されればチラシなどを出すことができる」と情報を求めました。

三木警察会計課のもりもと警察官から次の発言がされました。「法にのっとって収容動物を２週間で県に渡すことは許されている。」と言われ、メンバーが、「それは犬を殺すことです」、「兵庫県センターは収容情報、里親探しをしてい

ない。即日で、過半数は譲渡判定で不合格として殺処分する。県に送ることは殺処分されるのが前提。法律違反です。」「保管できる場所への移送と警察庁も発していることに背く行為です」と言いました。

もりもと警察官は「SNS発信しない条件で撮りに来たら許可する」、「SNS発信するなら撮らせない」と言い、メンバーは、「たつの警察収容犬の例を言い、既にネット上に目撃者などが発信、拡散されており、所有者探しがされていることがあり、隠蔽は無意味」「発信しないと所有者探しや、譲渡先を見つけられない」と言いました。同警察官は、「その目撃者が発信はしてはいけない」と言いました。メンバーは、「ネットで流した人は、飼主への情報提供のためにしている。この人は通報者です。飼主への返還が目的です。」と言いました。もりもと警察官の、飼主への返還を妨害して、センターへ送致し、殺害をさせる警察官は有り得ないことです。同警察官の発信は、飼主へ情報を遮断して市民の善意を冒涜するあるまじき発言です。

メンバーが、収容場所を尋ねると警察官は「ホームページに掲載している」と言い、メンバーが「載っていませんが」というと、警察官「三木市内です」と言いました。メンバーが「チラシなどの配布は広すぎます。町名を教えて欲しい。広すぎて所有者探しには繋がらない」と言いました。警察官は「吉川（よかわ）町」と言い、メンバーは更に詳しい場所を訊いても警察官は拒否しました。

警察からは、遺失動物の、所有者返還のため、あるいは預かりのための情報に関しては、明らかにされず、隠蔽されたままでした。首輪があったことは認めながら色などもはぐらかして、情報提供がされませんでした。

警察からの情報を受けて、保護場所を聞いてチラシで所有者探しや獣医師照会を予定しました。犬の預かりの引き出しは警察からの遺失動物の情報を受けて、所有者探しと並行してすることを予定しました。ところが、三木警察は、警察がセンター送致をするとの発言をして、情報を一切出さずどんな犬かも不明で、手間取り、三木警察に連絡をして話ができるのは連休のために２日しかありませんでした。

２　なおメンバーによると、メンバーは、2020年6月「犬の保護が一番」と30人体制で多頭飼育現場に踏み込み管理者を逮捕。その前に犬を盗んだ者の犯罪は敢えて追及せず、県センター三木支所と組んで、県にとっては有り得ない殺処分無しの７０頭あまりの保護をした三木警察生活安全課内藤課長にも「貴警察の会計課が殺されることをわかっていながら県センター三木支所へ首輪付の犬を送り殺そうとしている。この法律違反を許すのか。この犯罪を止めるように」と話をした。兵庫県警アニマルポリスにも同じ話を伝えております。

３　ＴＨＥペット法塾は、これを受けて、２０２１年５月６日付「三木警察の動物愛護法、遺失物法違反についての申入書」（警察の遺失動物隠蔽とセンター送致殺害は動物犯罪で、その差止めを求める）を、兵庫県公安委員会委員長奥谷勝彦氏、兵庫県警察本部本部長種部滋康氏、兵庫県三木警察署長三木一也氏、兵庫県三木警察署もりもと警察官に対して発出しました。

４　植田の三木警察への犬についての問い合わせ

2021年5月7日12時10分ころに、私植田勝博が、警察収容犬について、三木警察署会計課に電話しました。会計課課長の池田なおこ署員と次の通り話しました。

植田「犬について書面を出しました。その犬について今後の扱いについて話がしたいのですが」

池田「センターへ送致しました。」

植田「うそー、センターへですか。センターへ送致をすればセンターは犬を殺します。何故送致しましたか。その根拠は」

池田「遺失物法です」

植田「遺失物法は、所有者の権利が法益です。所有者探しのための法律です。遺失物法の公示後３ヶ月間は所有権はなくなりませんよ。現在、私の家には、たつの警察から遺失動物の預かりをしており、警察は、ちゃんと、３ヶ月間の保管義務の下で、現在保管しています」「センターだけ特別ということはないですよ」

「センターへ送致するとセンターは殺処分をする。既に何度もセンターが動物殺

害の犯罪をするとの警察への申し入れをしています。」

「動愛法は、警察が動物の保護の責任、犯罪行為の検挙。遺失物法による所有者探しをして所有者への返還義務で返還です。警察に、所有者の権利の踏みにじって動物を殺すことは認められていませんよ。」

池田「……」

植田「センターに送致して動物が殺害されれば、警察の責任違反で、警察が動物を殺害させる行為です」

池田「それは知らない。」

植田「警察へは何度も、警察がセンター送致をすれば即日、翌日に殺害する。警察はセンターへの殺害依頼をしている、センター送致はされないようにと伝えています」

「池田さんにはセンターへ送致するについて、殺処分を依頼する意思はありましたか。」

池田「私は殺処分依頼はしていない。」

植田「殺処分依頼の意志はなかったのですね」

池田「殺処分依頼の意志はありません。」

植田「分かりました。センターで犬の状況を確認しますが、後でまたお電話をさせて頂くかも知れません。お願いいたします。」

５　三木警察会計課池田課長との上記電話の後に直ぐ、2021年5月7日午後1時過ぎに、私は兵庫県動物愛護センター三木支所村田支所長と電話で話をしました。

植田「植田です。どちら様ですか」

村田「村田です」

植田「支所長さんですか」

村田「そうです」

植田「それは良かった」「三木警察からの犬を、今日引き取りられましたか。」

村田「引き取りました。」

植田「その犬の取り扱いについて話がしたい。殺処分をやめていただきたいとの要件です」

村田「犬は殺処分しました。」

植田「ウソー、いつ。もう殺処分をしたんですか」

「今日、いつ引き取りましたか。時間を教えて欲しい。」

村田「言うことはできません。」

植田「センターが引き取って殺処分までの時間はどれだけありましたか。」

村田「約30分です」

植田「エー、そんな短時間で何故殺すことができましたか。１ヶ月間、警察で面倒をみていた犬ですよ。治療等の必要性があったとは聞いていません」

村田「犬は老犬で、体をちょっとまわしていた。健康を害していた。痴呆のような」

植田「嘘ばかりを付きなさんな。それはウソ。榊原弁護士は、三木支所の所有者探しのホームページのダックスフンドを引き取りたいと申し入れをしたが三木支所は犬を殺した。三木支所から私の方で出した「三咲」は、ぼろぼろで血尿が出ており里親探しせず殺処分になると言われた。私の方で引き出して獣医師に見て貰った。獣医師は検査では異常が認められないとして治療の必要はないと言われた。健康を害していた事実はない。嘘ばかりです。「三咲」は治療無しで２年以上経過、現在も元気に生活をしています。センターはウソばかりだ。生かそうとする気持ちはなく動物の殺害をしてきた。」

村田「信じて貰えないのは残念です」

植田「センターはウソばかり。神戸地裁の兵庫県動物愛護センターに対する訴訟はご存知でしょ。殺処分をした事例を裁判でセンター自ら出している。嘘ばかりだ。当方獣医師の鑑定意見書を出しています。センターのカルテ等記録からＱＯＬ（クオリティオブライフ）は備えており、殺処分すべき状況とは認められない。健康な犬猫、生存が可能な犬猫ばかりである。これを殺害していることは記録から明らかです。」

植田「まさか、警察から引取後３０分程度で殺害をすること自体が信じられない。残念です」

「警察が１ヶ月面倒を見ていた犬ですよ。飼主へ戻されるべき犬で所有者のいる可能性のある首輪付犬ですよ。警察は殺処分の意志はないと言っている。殺処分の根拠は何ですか」

村田「遺失物法です」

植田「ありえない。

遺失物法には殺処分規定はありませんよ。遺失物法は所有者探しの公示をして３ヶ月経過しないと所有者の権利はなくならない。警察は保管、保護義務がある。何故守らない。器物損壊罪、所有権侵害。動物殺傷の犯罪ですよ。

センターの殺処分行為は、他人のものの毀損、動物のみだりな殺傷で、あなたの行為は動愛法の殺傷罪で懲役５年以下の犯罪行為です。遺失物法はありえない。何を根拠で税金で犬を殺害できますか」

村田「法律に沿ってしている。」

植田「遺失物法以外に何を根拠に殺害出来ますか」

村田「……」

植田「法律とは何ですか。兵庫県は殺害根拠を、法律ではなく、環境省告示といっている。これは法律ではない。告示の内容を知っていますか。告示は緊急避難のときしか動物は引取らない。負傷動物は治療をする。この犬を告示で殺せるわけはない。告示にも反する」

「その犬を殺すことの法律上の根拠は認められない。」

植田「三木支所はガーディアンのために７２頭を順次捕獲収容して全頭保護終了まで２ヶ月間捕獲収容と世話をしたでしょ。2020年6月23日頃。何故、今日、この犬を殺害しましたか。保護しなかったのですか」

村田「ガーディアンの件は、センターは三木警察から頼まれた。」

植田「嘘を言わないで。

三木警察の説明は、センターから頼まれて、30人もの警察官を集めて多頭飼育

の飼主を逮捕した、と言っています。犬は確かに約140匹余いた。動物は全て健全であった。何故、逮捕まで行くか。警察は「動物の命が一番」と答えた。

警察は三木支所から頼まれたと言う。既にガーディアンが61，2頭の犬を先に盗み、その後センター三木支所から三木警察に頼んだ。三木警察は、センターが警察へ連絡をしてセンターが動物の保護をすると言って頼んできたので協力をしたとの話です。これを三木警察は逮捕して直ぐ検察庁を送致、略式起訴罰金にした。三木警察は、被疑者からセンターに渡したくないとの言質を取った。

センター三木支所は、窃盗をしたガーディアンのために７２頭を収容して２ヶ月間預かって保護したでしょ」

村田「ガーディアンの件は通常の業務ではない。例外の行為。私の意思ではない」

植田「行政は法律に基づいての業務しかできない。例外とはどういうことですか。」

村田「……」

植田「貴方の判断ではないとすれば誰の判断ですか。言って下さい。」

村田「……」

植田「三木警察の池田職員は、警察は殺処分の依頼の意志はなかったと言っています。」

村田「警察にはセンターに来たら殺すこともあると説明しています」

植田「警察ではそのような話は知らないと言っていますよ。遺失動物を殺害をすることは犯罪ですよ」

村田「警察には、動物愛護センターは殺すこともあると説明をしている」

植田「来て３０分、即時のような殺害ですよ。警察はこれを知っていますか」

村田「警察へはセンターに来たら殺処分すると説明しています」

植田「それは警察に確認します」

村田「(植田は）警察にいるときに、その犬を引き取るということは言っていないでしょ。」

植田「具体的に引き取る話になる前の段階で、当方が、センターで殺されないため

に県内他警察から既に何頭も引き取る活動を併せてしていることも三木警察会計課もりもとに説明している。私が警察へ申し入れをしたのは昨日の５月６日ですよ。警察には、所有者探しのための遺失動物の情報を出すようにと求めていた。私の団体は所有者探しの協力などをしてきた。警察、センターの、遺失動物に違反する自らの違法無法の犯罪行為をした人が、こちらの方が悪いかの如く言うのは卑劣千万です。

　あなたのような遺失動物を違法に殺害した犯罪者が、動物愛護と称する機関でいること自体が恥です。あなたはどう思いますか」

村田「……」

植田「なぜ、この犬を殺せるんですか。すでに法律家の目から見て遺失物法の所有権侵害、動愛法のみだりな殺傷罪です。どこにそうではない法律があるのか？」

村田「……」

植田「あなたの,今日、数時間前に殺害した犬は死んでいる。あなたのした行為は５年以下の懲役の犯罪者として罰されるべきです。あなたには動物の命に対してどう思っているんですか」

村田「……」

植田「あなたは、動物愛護センターにいるべき人ではない。人間として恥である。」

村田「……」

植田「あなは動物愛護センターの職員である前に人として、その犬を殺したことをどう思うか。」

村田「……」

植田「あなたはこの犬に対して心がないのか。」

村田「……」

植田「犬は殺されて亡くなっている。こんなことを繰り返しても何の価値はない。」

植田「警察に確認します」

村田「……」

６　上記三木支所村田支所長との話の後、私は三木警察署へ電話をしました。

植田「署長とお話をしたいのでお願い致します。」

受付「署長は出ません。」

植田「今日午前中に三木警察の池田職員が、センターへ遺失動物の犬を送致をして、センター三木支所は約３０分で殺処分をしたと言われました。遺失動物は３ヶ月の公示期間は警察の所有者探しのために保管義務があります。警察署員は１ヶ月程度警察で世話をした犬をセンターに送致して犬を殺害しました。職員は遺失物法違反、所有権侵害、みだりな殺傷の犯罪者と言わざるを得ません。署長に今日、池田署員の遺失動物の殺害の犯罪について署長がどう考えられるか聞きたい。その旨、お伝え下さい。」

受付「分かりました。」

植田「会計課長の池田さんと話がしたい」

受付「この電話ではおつなぎできないので、直接会計課にお電話下さい。」

植田「分かりました。」

７　署長への電話の後、三木警察会計課長の池田なおこ氏へ電話をしました。

植田「池田さんが朝センター送致した犬は、センターは３０分後に殺処分をしたと言われました。あなたがセンター送致してセンターは３０分後に殺処分をした。あなた自身の行為で犬を殺害したのですよ。」

池田「……」

植田「あなたは殺処分の意志はないと言った。三木支所村田支所長はセンター送致した犬は殺処分することは伝えてあると述べた。」

池田「だったら何故早く引き取らなかったのか」

植田「あなたは警察として犬を守ることが仕事だ。情報を出さないで引き取らないのが悪いとはどういうことか。センターは、送致した犬は、殺処分することは警

察に伝えてあると述べた。あなたは殺処分の意志はないと言ったけれども、それは嘘だ。あなたはセンターへ送って殺処分されることを知っていた」

「遺失物法は、警察は、動物を保護、保管をして、所有者探し、公示後3ヶ月の保管義務がある。警察は、動物の命を守ることの責任を負っているのですよ。遺失動物の情報を全く出さないでおいて引き取らなかったはないでしょ。」

植田「警察で１ヶ月間面倒を見たのはあなた方ではないか」「あなたが今日朝センターへ送致をして、ものの３０分程度で殺した。させた行為はあなたです。センターへ送致すれば犬は殺害されることを知っていた。あなたの行為は犬を殺害した犯罪ですよ」

池田「……」

植田「動物の命を守ること、所有者の権利を守ること、それは警察の職務です。警察にしかできない。その警察官のあなたの手によって、今朝まで元気で生きていた犬は、あなたの手によって今日、数時間前に殺された。殺させたのはあなただ。あなたは５年以下の懲役の犯罪者です。警察官としてどのように考えるか？」

池田「私は警察官ではない」

植田「事実はあなたの手によって殺処分依頼がされ、センターは殺処分の犯罪行為を今、し終わった。動物を殺したものとして、その責任をどのように考えるか？」

池田「……」

植田「生きていて、世話をした犬を殺害したのはあなただ。あなたがセンターで犬を殺処分されることを知っていて送った。センターは30分で殺害した。あなたが犬を殺害した。警察職員としてその責任をどのように考えるのか？」

池田「……」

植田「あなたは5年以下の懲役の犯罪者です。」

池田「……」

植田「あなたは警察職員として、警察が守るべき犬の命について、これを殺して犯罪行為をしたんですよ。警察職員としては不適格です。」

池田「……」

植田「あなたは警察職員である前に人として、今日、その犬を殺害させたことをあなたはどう考えるか。」

池田「……」

植田「人として今まで面倒をみていてこんなことができるのは考えられない。あなたは、その犬を殺したことの責任を取るべきです。」

池田「……」

植田「犬はもう亡くなっている。これ以上繰り返しても仕方が無い。あなたはその責任を取るべきです」

池田「……」